

契総第3952号

令和6年12月27日

東京都千代田区神田駿河台3-9  
三井住友海上火災保険 株式会社  
取締役社長 舩曳 真一郎 様

大阪府知事 吉村 洋文

## 回 答 書

令和6年12月18日付けで苦情申立てがあった件については、下記のとおり回答します。

### 記

#### 1 苦情申立ての対象とされた入札参加停止等

入札参加停止等措置日 令和6年11月11日

文 書 番 号 契 総 第 3 5 2 2 号

苦 情 申 立 者 東京都千代田区神田駿河台3-9  
三井住友海上火災保険 株式会社  
取締役社長 舩曳 真一郎

#### 2 苦情申立ての趣旨及び理由

入札参加停止措置の理由となった9事案の独占禁止法違反のうち、8事案については課徴金の減免申請をしていたことに加え、すべての事案において公正取引委員会の調査に全面的に協力を行っていたため、大阪府入札参加停止要綱（以下、「要綱」という。）第6条第9項又は要綱第6条第4項を適用し、入札参加停止措置期間を1/2（令和6年11月11日から令和7年2月10日まで）に短縮することを求める。

#### 3 2の主張の根拠とされた事項

（1）公正取引委員会の2024年10月31日付け公表の「損害保険会社らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について」（別紙含む）

（2）2023年12月19日付け、貴社公表「公正取引委員会による立入検査について」

#### 4 回答内容

次のとおり、申立内容について審査したところ、苦情申立てについては理由がないものと認め、入札参加停止措置の短縮は行わない。

##### （1）苦情申立書3（2）イに記載の要綱第6条第9項の適用について

ア 苦情申立書3（2）イ（ア）については要綱に記載のとおりです。

イ 苦情申立書3（2）イ（イ）、（ウ）、（オ）について、貴社が申立書における本事案以外の8事案についていずれも課徴金減免申請を行っていた事実は公正取引委員会からの公表により確認していますが、今回の入札参加停止措置においては、9事案それぞれに措置期間の検討を行い、最も長い措置期間である、6月を参加停止措置期間としたものです。また、課徴金減免申請を実

施するに至らなかった本事案についても調査協力を行っていたことから要綱第6条第9項の適用がなされるべきとの申立てについては、要綱第6条第9項の適用にかかる事実とは課徴金減免制度が適用されている事実であって、貴社からの申立ての事項はそれにあたりません。

ウ 苦情申立書3(2)イ(エ)について、他の地方公共団体の事案において、入札参加停止期間が減じられているとありますが、入札参加停止措置はそれぞれの団体において、その取扱いが定められており、本事案についてもそれぞれの団体で取り扱いが異なります。

(2) 苦情申立書3(2)ウに記載の要綱第6条第4項の適用について

ア 苦情申立書3(2)ウ(ア)については要綱に記載のとおりです。

イ 苦情申立書3(2)ウ(イ)について、上記(1)イでも記載したとおり、今回の入札参加停止措置において、9事案それぞれに措置期間の検討を行い、最も長い措置期間である6月を参加停止措置期間としたものです。加えて、本事案について、貴社が課徴金減免申請を実施しなかったことは、貴社の判断によるものであり、情状すべき特別の事由があるとは言えないため要綱第6条第4項の適用はできません。

総務部契約局総務委託物品課 総務・資格審査グループ

電話 06-6944-6429

ファックス 06-6944-6297

#### 【教示（再苦情申立てについて）】

この回答書による説明に不服がある方は、当該入札参加停止の期間内（当該入札参加停止の終期までの期間が7日（休日を含まない。）を下回る場合には、この回答書を受け取った日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）に、再苦情申立書（別紙様式）により知事に再苦情の申立てを行うことができます。

再苦情の申立てがあった場合は、大阪府入札監視等委員会に審議を依頼し、再苦情の申立てがあった日から概ね50日以内に大阪府入札監視等委員会から審議結果の報告が出されます。この審議結果を踏まえた上で、委員会から報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、再苦情申立者に対し、書面により回答します。申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してそのことを、申立てが認められたときは大阪府入札監視等委員会の意見を尊重し、申立てが認められたこと及びこれに伴い知事が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにします。

また、回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した再苦情申立てに関する書面及び再苦情申立者に対して回答を行った書面をその回答を行った日の属する年度とその翌年度において公表します。

再苦情の申立てが申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、再苦情申立書を受け取った日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内にその申立てを却下します。

#### 《再苦情申立書提出期間》

令和6年12月27日（金）から令和7年5月10日（土）までの休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

#### 《再苦情申立書提出場所》

〒540-8570 大阪府中央区大手前二丁目  
大阪府総務部契約局総務委託物品課総務・資格審査グループ  
電話番号 06-6944-6644